重要

産業廃棄物に係る報告・公表制度(処理事業者編)Q&A

対象となる事業者

Q 1 どのような処理事業者が対象になるか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく処理業の許可を有する事業者のうち、処分業の許可、収集運搬業(積替・保管を含む)の許可を有する、いわゆる施設を持つ事業者が対象となります。

したがって、収集運搬業(積替・保管を除く)のみの事業者は対象となり ません。

Q2 報告を行う対象は、施設単位か、会社単位になるか。

報告は、会社(個人)単位となりますが、報告の内訳として、積替・保管 施設又は処分を行う事業場ごとの状況を報告していただきます。

Q3 処分業と収集運搬業(積替・保管を含む)の両方ある場合はどうすれば よいか。

処分業と収集運搬業(積替・保管を含む)では報告内容が異なっているため、それぞれの報告様式にしたがって報告していただくことになります。

また、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物についても、報告内容が異なっているため、それぞれの報告様式にしたがって報告していただくことになります。

Q 4 都からは収集運搬業(積替・保管を除く)の許可のみを受けているが、 他自治体では施設を有する許可を受けている場合はどうなるか。

本制度は、東京都の条例に基づく報告・公表制度です。したがって、都の 許可が、収集運搬業(積替・保管を除く)の許可のみの場合は本制度の対象と なりません。

Q5 なぜ、収集運搬業(積替・保管を除く)の場合は、報告対象にならないのか。

本制度の目的は、産業廃棄物が積替・保管施設や処分を行う事業場から不適正なルートへの流出を防止するため、施設等での廃棄物の搬入や搬出の状況を

透明化させ、処理業全体の社会的信頼を高めることを目的の一つとしております。

したがって、積替・保管施設や処分を行う事業場を有している事業者は、 処理状況を透明化させる必要があり、取り扱う産業廃棄物の多寡にかかわら ず報告対象者となり、除外規定は設けておりません。

なお、車両での収集運搬のみを行っている事業者は、積替・保管施設や処分を行う事業場での搬入・搬出の状況の透明化という趣旨に該当しないため、報告対象外としております。

Q 6 本制度の対象となる廃棄物処理法に基づく許可は有しているが、業態としては、自動車リサイクル法に係る業を専業としている。この場合、本制度の報告対象事業者に該当するのか。

本制度の対象事業者は、Q1の回答のとおりです。該当する場合は報告していただくことになります。

自動車リサイクル法に定める引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者は、廃棄物処理法上の処理業許可取得が要件になっておりません。そこで、処理業許可を有しながら専業で引取業者等の事業を行っている事業者が取扱う産業廃棄物は、処理業許可を有しない引取業者等が取扱う産業廃棄物と同様に取扱うこととし、報告対象の産業廃棄物に含めないこととします。したがって、このような専業事業者の場合は「実績なし欄(第5面、第6面)」にチェックして報告してください。また、その他の様式(「社内の取組内容のその他欄(第1面)」や「施設現況欄(第3面の写真)」)には「自動車リサイクル法に係る専業事業者」である旨を表示してください。

なお、引取業者などの関連事業者から廃棄物処理法上の収集運搬業(積替・保管を含む)として受託し取扱った産業廃棄物は、専業とはいえず本制度の 実績報告の対象となります。

報告書の提出

Q 7 報告書は、誰が誰に対して提出するのか。 許可事業者が、都知事に対して報告することになります。

Q8 報告様式は、何種類あるのか。

許可の区分ごとに、第1号様式から第4号様式まであり、各様式の内訳として、(第1面)から(第6面)まであります。

様式の種類

第1号様式・・・産業廃棄物収集運搬業者の処理状況報告書

第2号様式・・・特別管理産業廃棄物収集運搬業者の処理状況報告書

第3号様式・・・産業廃棄物処分業者の処理状況報告書

第4号様式・・・特別管理産業廃棄物処分業者の処理状況報告書

様式の内訳

(第1面)・・・事業概要及び施設や事業場(各その1)の概要、社内での取り組み内容

(第2面)・・・複数の施設や事業場がある場合の、施設等ごとの概要

(第3面)・・・報告期間末の施設や事業場(各その1)の現況

(第4面)・・・複数の施設や事業場がある場合の、報告期間末の施設等ごと の現況

(第5面)・・・施設や事業場(各その1)の処理の実績

(第6面)・・・複数の施設や事業場がある場合の、施設等ごとの処理の実績

Q 9 処理業者は、本制度のほかに都の要綱に基づく実績報告を求められているが、何らかの配慮が必要ではないか。

本制度は、産業廃棄物の処理状況を透明化しそれを公表することで、処理 業全体の社会的信頼を高めることを目的の一つとしています。

一方、要綱に基づく処理実績報告制度は、産業廃棄物の移動状況や処理量を把握する統計目的としたものです。また対象者は、収集運搬業(積替・保管を除く)のみの事業者を含め全許可事業者となっており、本制度とは趣旨が異なるものとなっております。ついては、両制度の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。

Q10 報告書の提出頻度及びその時期はどうなのか。

各年度2回の報告となります。時期は毎年度4月末と10月末となります。

Q11 報告の対象期間はどうなのか。

各年度の4月から9月までの上期の実績報告を10月末までに、10月から翌年の3月までの下期の実績報告を4月末までにそれぞれ報告することになります。

Q12 報告方法は、どのようにするのか。

インターネットを活用した電子データでの報告が原則です。

当分の間、紙様式での報告も可能としますが、インターネットでの報告方法 の移行にご協力ください。なお、紙様式での報告は、窓口への持参又は郵送 の2種類です。

Q13 提出した報告書を都はチェックするのか。

報告された内容は、そのまま公表することを原則としておりますので、報告にあたっては社内の責任者のチェックを受けてください。なお、回答の未記入等があれば、都からお問い合わせする場合があります。

Q14 虚偽の報告をした場合はどうなるか。

報告された内容は、そのまま公表することを原則としております。社会に広く公表しすることで排出事業者や同業他社にも知られることになるため、 虚偽の報告が明らかになった場合、結果として信頼を損なうことになります。 また、誤報告についても、報告事業者の責任という取扱いになります。

また、立入指導を行った際、虚偽が明らかになった場合はその旨を公表します。

Q15 誤報告に気づいた場合、訂正は可能か。

報告にあたっては社内の責任者のチェックを受けてください。それでも誤報告に気付いた場合は、提出していただく「誤報告変更に係る申請書(仮称)」に基づき、都が訂正を行うことになります。事例が発生した場合、当課にご連絡ください。

Q16 正当な理由なく報告を怠った場合、罰則はあるのか。

「正当な理由」に該当するか否かは、個々の事例で判断することになりますが、原則として、報告がない場合はその旨公表することになります。

Q17 廃棄物量の単位は、事業者の判断でt又はm³どちらを使ってもよいのか。 単位はt(トン)でお願いします。

m³(立方メートル)で把握している場合は、貴社独自の換算表を参考にしてt(トン)に換算してください。特に独自の換算表がない場合は、都が渡している換算表を参考にしてt(トン)に換算してください。

Q18 運搬量や搬入量は、計量器なし又は混合廃棄物のため把握ができないが、 どうするのか。

廃棄物処理法では、種類ごとに量などの帳簿記載が義務付けられています。 按分による方法や換算表を参考にして報告してください。 Q19 第1号~第4号各様式(第1面)の「主な運搬先施設・搬出先施設」は どのように考えるか。

運搬量・搬出量の多い上位3施設を記入してください。

Q20 第1号~第4号各様式(第3面)の「報告期間末の施設の現況」は、どのような報告をすればよいか。

報告された内容をそのまま公表し、排出事業者が業者選定の際の参考になることを公表目的の一つとしています。したがって、視覚的に施設の現況が分かるものとして、搬入・搬出状況を写真で報告してください。

毎月分は必要ありません。報告は6ヶ月ごとですので、該当の報告期間末 の状況がわかるものを報告してください。

複数の施設を有する場合でも施設ごとの報告をお願いします。

液状廃棄物の処理施設など施設によっては、撮影しにくいものがあると思われますが、報告として求めている廃棄物の状況が確認できるものを、という趣旨を理解していただき工夫してください。

Q21 収集運搬業者(積替・保管を含む)の取り扱う産業廃棄物のうち、報告対象となる産業廃棄物はどのように考えるのか。

報告対象となる産業廃棄物は、都内にある貴社の積替・保管施設を経由する産業廃棄物と、直送で都内から都内、都内から都外、都外から都内に運搬した産業廃棄物の両方を指します。したがって、直送で都外から都外へ運搬する際、都内を単に通過する産業廃棄物は、報告対象にはなりません。

Q22 専ら再生利用の目的となるくず鉄、びん等(専ら物)の量も報告の対象 になるのか。

専ら物として他の廃棄物と区分された状態で排出された物を運搬している場合であって、適正に再生利用されることが確実であれば、報告の対象にはなりません。

Q23 第1号~第4号様式(第5面)の「当月に実績のあった契約の件数」と あるが、どのように考えればよいか。

報告当該月に処理実績があった契約の件数を記入してください。

Q24 第1号~第4号様式(第3面)の報告はデジタルカメラの写真で可能か、 また日付は入れるのか。

デジタルカメラの写真でも OK です。

写真そのものに印字される日付については任意です。なお、同一施設についての印字日付は同年月日としてください。また、報告対象期間内の期間末のものを報告ください。

Q25 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の枚数の報告を求める趣旨は何か。

本制度の目的は、施設等での廃棄物の搬入や搬出の状況を透明化させ、処理業全体の社会的信頼を高めること、また、排出事業者が処理業者選定の参考に資することを目的としています。

受託量とあわせてマニフェストの枚数も報告項目とすることで、マニフェストの運用が適正に行われているかを確認することが可能になります。

また、電子マニフェストの登録件数もあわせて報告を求めるため、電子マニフェストの利用状況を把握することが可能になります。

Q26 最終処分業は、どのように記入するのか。

中間処理事業者と同じ報告様式を使用し、該当する搬入・処分などの欄に記入してください。

Q27 報告様式は毎年送付してくれるのか。

報告時期については、環境局のホームページやハガキによるお知らせを予定しています。報告様式については、ホームページ上からのダウンロードでの活用を予定しています。このほか、紙ベースで報告される事業者は、今説明会の資料をコピーし使用してください。

Q28 説明会は、毎年開催するのか。

現時点では、毎年の説明会開催は予定していませんが、本制度の今後の定 着状況をみながら対応していくことになります。

報告書の公表

Q29 公表方法はどのように行うのか。

排出事業者の報告書の公表を含め、全て環境局のホームページ上のみの公表を予定しています。したがって、現時点では窓口での縦覧方式による公表は予定していません。

Q30 公表する内容は何か。

報告様式で報告項目として掲げている全ての項目が対象です。ただし、記入担当者氏名及び電話番号は非公表とします。

Q31 未提出者の公表はどうなるのか。

正当な理由がなく報告が行われなかった場合は、報告対象事業者であることと、未提出である旨を公表します。

Q32 今までも立入検査があったが、本制度の施行に伴って同様の立入の実施 を予定しているか。

従来から立入検査を行っていますが、本制度による報告内容も検査項目に 追加して実施していく予定です。

お問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二庁舎 9 階北側 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係 03(5388)3586

産業廃棄物対策課ホームページ http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai